

## 令和5年度（山形県）

### 公認指導者資格B指導員養成講習会・更新講習会開催要項

- 1 主 催 : 公益財団法人全日本柔道連盟
- 2 主 管 : 山形県柔道連盟
- 3 目 的 : 柔道指導者のさらなる資質の向上および指導力の強化を図り、柔道の普及・発展に寄与することを目的とする。
- 4 実施方法
  - (1) オンデマンド講義方式とする（テキストとビデオによる自習→テキストとビデオを参考にワークシートを解答→講習後に課題をレポートにまとめて提出）。
  - (2) 実技科目のうち「基本指導Ⅱ」（4時間）「体力トレーニングⅡ」（1時間）「救急処置Ⅱ」（1時間）については、実技講習を行う（本年度に限る）。
- 5 実技の開催日 : 令和6年1月6日（土） 10:00～15:00  
令和6年1月7日（日） 10:00～11:00
- 6 実技の場所 : 山形県総合運動公園内柔道場及び会議室  
〒994-0000 山形県天童市 山王 1-1 TEL:023-655-5900
- 7 受講条件
  - (1) 資格取得受講対象者は、今年度全日本柔道連盟に「**会員登録**」ならびに**指導者登録**をしている者で、**令和6年1月31日現在で20歳以上、3段以上、C指導員認定後2年以上経過している者**。
  - (2) 資格更新受講対象者は、今年度全日本柔道連盟に指導者登録をしているA及びB指導員。
- 8 実施内容
  - (1) 申込み  
受講希望者は、オンデマンド講義を受講可能な環境があるか確認（PC/タブレット/スマートフォン、Wi-Fi カイインターネット環境）し、**受講料（新規資格取得者は6,000円、更新受講者は2,000円）及び更新カード（更新者のみ）**を添えて、各地区柔道連盟に申し込むこと。
  - (2) 既に更新ポイントを満たしている者については、更新カードのみを各地区柔道連盟に提出すること。（10ポイント以上取得）
  - (3) 各地区柔道連盟事務局は、各申込みを取りまとめ、「新規資格取得者名簿」（別添1）、「更新講習受講者名簿」（別添2）及び「更新者名簿」（別添3）を本連盟事務局まで提出し、受講料を当連盟に振り込むこと
  - (4) 新規資格取得者には、本連盟からテキスト、ワークシート及び課題レポートが送付されます。
  - (5) 新規資格取得者は、全科目（実技実施科目あり）を受講すること。  
\* 新規資格取得者は、実技（「基本指導Ⅱ」（2時間）「体力トレーニングⅡ」

(1時間)「救急処置Ⅱ」(2時間)に参加する必要があります。

- (6) **新規資格取得者は、講義ビデオ (YouTube) を視聴後、ワークシートに解答し、全科目の解答 (回答用紙のみ)、及び課題レポートを令和5年12月25日までに下記担当者宛てに提出すること。**
- (7) 更新講習受講者は、各自必要な科目数を受講すること (ビデオ教材は YouTube 上で視聴します。)
- (8) 更新講習受講者は、**受講した科目の回答用紙 (回答用紙のみ) を令和5年12月25日まで**に下記担当者宛てに提出すること (更新講習会受講者は、ビデオ視聴の他、記5の実技講習会 (6ポイント分) に参加しポイントを取得することができる。)

●回答用紙受付担当者 山形県柔道連盟事務局 開 沼 敏 行  
住 所：〒990-2371 山形市村木沢146  
携 帯：090-1064-8824  
e-mail: tqsm087@ybb.ne.jp

## 9 留意事項

- (1) 資格基準について、上記7の条件を満たしている場合のみ受講すること。  
\* 受講資格を満たしていない者の受講料については、返金しません。
- (2) 受講希望者は、必ず登録している地区柔道連盟に申し込むこと (個人等からの申込みは受け付けない。)。各地区柔道連盟は、当該地区の受講者名簿 (別添1, 2) を令和5年11月20日まで、下記担当者宛てに提出すること。
- (3) A及びB指導員は、有効期限が令和5年3月31日で切れる場合、各地区柔道連盟事務局に更新カード (10ポイント以上取得) を提出すること。
- (4) A及びB指導員で、既に10ポイント以上取得しており、有効期限が令和4年3月31日で切れる場合については、**各地区柔道連盟事務局に同カードを提出し、各地区柔道連盟事務局は、同カードを取りまとめ、令和6年1月7日までに、本事務局担当者に更新者名簿 (別添3) とともに提出すること (各地区柔道連以外からの提出は受け付けない。)**。この場合、更新料は無料です。  
\* 新更新カードは、後日、各地区柔道連盟事務局に送付します。

●申込担当者： 山形県柔道連盟事務局 木 村 俊 一  
連絡先： 〒999-3522 山形県西村山郡河北町溝延 583  
e-mail: judowazaari0911@gmail.com  
TEL: 090-1370-3247

## 10 実技講習参加者の留意事項

- (1) スケジュールについては、以下のとおりとする。

**令和6年1月6日 (土)**

- ① 10:00~11:00 基本指導Ⅱ ((1)基本指導)  
② 11:00~12:00 基本指導Ⅱ ((2)投げ技の指導体系)

## 昼食

- ③ 13:00～14:00 基本指導Ⅱ ((3)固め技の指導体系)
- ④ 14:00～15:00 救急処置Ⅱ (柔道場での救急処置の実際)

### 令和6年1月7日(日)

- ① 10:00～11:00 基本指導Ⅱ ((4)対人技能(連絡技, 変化技等)の指導)
  - ② 11:00～12:00 体系体力トレーニングⅡ (柔道の体力トレーニング)
- (2) テキスト, 筆記用具等, 更新カード(更新講習受講者), 柔道着及びトレーニングウェアを持参してください。
- \*テキストが必要な者は, 一冊500円で販売します(部数限定)。
- (3) 昼食は, 各自でご準備願います。

### 10 その他

- (1) 所定の更新ポイント数を超えて取得した更新ポイントは資格有効期間が満了すると失効し, 次の有効期間に持ち越されることはありません。
- (2) 審判法や形に特化した講習会(審判講習会, 形講習会)は, 講義時間にかかわらず, 有効期間内にそれぞれ1ポイントのみ付与される。例えば A ライセンス審判員講習会は有効期間内に何度受講しても1ポイントのみの取得となります。
- (3) 本講習会の1講義科目として実施される審判法や形は上記(2)の対象外とし, 通常の講義と同様に1講義1ポイントで付与されます。
- (4) 指導者資格が有効でなくなったときは, 以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となります。
  - ア 更新しないまま有効期間を徒過したとき。→更新講習会を受講することで, 有効になります。
  - イ 会員登録, 資格登録を怠ったとき。→期間内であれば登録することで有効となります。
- (5) B指導員資格を取得した場合(移行措置を除く), 日本スポーツ協会公認コーチ1の専門科目の講習・試験が免除されます。
- (6) 本講習会のオンデマンド講義ポータルへのリンク, 要項, 各種提出物等のデータについては, 山形県柔道連盟ホームページに掲載しますので, ご活用願います。